

事務事業評価表 平成22年度

政策 市民協働によるまちづくり
 施策 男女共同参画社会の形成
 基本事業 男女平等意識の確立

事業名 **男女共同参画啓発事業**

[0529]

部名	企画政策部	事業開始年度	平成14年度	実施計画事業認定	対象
課名	企画課	事業終了年度	平成 - 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	(誰、何に対して事業を行うのか) ・市民 ・市職員
意図	(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか) 男女共同参画の重要性を認識し、男女共同参画の視点にたった行動や社会参画をしてもらうこと。
手段	
(事務事業の内容、やり方、手段) 講演会やセミナーの開催および、出前講座等によって男女共同参画に関する情報提供と意識啓発を行う	

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度当初
対象指標1	市民 (4月1日現在)	人	124,000	123,012	122,344	122,344
対象指標2	市職員数	人	1,056	1,043	1,075	1,101
活動指標1	講演会・セミナー開催件数	件	3	4	3	3
活動指標2	出前講座開催件数	件	1	2	1	3
成果指標1	男女共同参画について理解したと思う割合	%	82	80	76	80
成果指標2	講演会・セミナー等参加者数	人	565	686	155	200
単位コスト指標						
事業費計 (A)		千円	1,158	1,932	932	1,089
正職員人件費 (B)		千円	11,724	12,537	12,447	10,410
総事業費 (A) + (B)		千円	12,882	14,469	13,379	11,499

費用内訳	
21年度	報酬 70千円、報償費 74千円、旅費 159千円、需用費 283千円、委託料 315千円、使用料及び賃借料 24千円、負担金 補助及び交付金 7千円

事業を取り巻く環境変化

事業開始背景	平成11年6月、「男女共同参画社会基本法」が制定される等、社会情勢の変化によって生じる新たな課題や、引き続き取り組むべき課題に対応するため計画の策定が必要になったことから、江別市男女共同参画プラン策定委員会の意見や提言を受け、基本計画を策定したものである。	事業を取り巻く環境変化	少子高齢化の進行や社会経済状況の変化により新しい価値観に基づいた社会づくりが必要である。 (H11)男女共同参画社会基本法の成立、施行 (H13)北海道男女平等参画推進条例制定 (H18)男女雇用機会均等法改正 (H20)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(H13,一部H14施行)改正 江別市男女共同参画を推進するための条例制定 (H21,3月制定、4月施行) 江別市男女共同参画基本計画(2009年改訂版)策定(H21,3月)
--------	--	-------------	---

21年度の実績による事業課の評価(7月時点)

(1)税金を使って達成する目的(対象と意図)ですか?市の役割や守備範囲にあった目的ですか?

- 義務的事務事業
- 妥当である
- 妥当性が低い

理由・
根拠は?

男女共同参画社会基本法第9条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととあり、地方公共団体の責務として市の特性に応じた男女共同参画社会の実現をめざすための施策であることから妥当である。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか?

- 貢献度大きい
- 貢献度ふつう
- 貢献度小さい
- 基礎的事務事業

理由・
根拠は?

講演会やセミナー等での啓発により、家庭・地域・職場の固定的性別役割分担意識の解消と女性の積極的な社会参加を促し、「男女平等意識の確立」へと繋がることから貢献度は大きい。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか?計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか?

- あがっている
- どちらかといえばあがっている
- あがらない

理由・
根拠は?

民間組織である男女共同参画推進団体との協働による講演会等の開催によって、男性への周知も図られてきている。また、平成21年3月に制定した男女共同参画の条例及び改訂基本計画についても、出前講座やパンフ等による啓発活動を実施するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めており、少しずつではあるが、成果が上がっているものと判断される。

(4)成果が向上する余地(可能性)は、ありますか?その理由は何ですか?

- 成果向上余地 大
- 成果向上余地 中
- 成果向上余地 小 なし

理由・
根拠は?

社会慣習や慣行の中にある性別による固定的役割分担意識は多様な生き方を阻害する一因となっている。男女の個人としての能力が発揮され、男女がともに仕事と家庭生活の両方で社会的責任を果すことができるよう啓発をすすめることで、男女平等意識をより高めるといって向上余地はある。また、政策や方針の立案・決定に際して、女性の参画意識を高め、男女がともに参画する意義を定着させる意味で向上の余地はある。

(5)現状の成果を落とさずにコスト(予算+所要時間)を削減する新たな方法はありませんか?(受益者負担含む)

- ある
- ない

理由・
根拠は?

担当部署のみならず、庁内各部署の事務事業において男女共同参画の視点を取り入れた事業の展開及び関連部署・関係団体と連携した事業の開催等を行うなどの手法はあるものの、現状では、必要最小限の経費をもって運用していることからコスト削減は難しい。ただ、現在も外部機関の補助金等を活用した事業の実施を行っているが、今後もより一層活用を図っていく必要がある。